

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第1号 「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る報告について御説明申し上げます。

当町の公共交通は、町民の暮らしを支える生活の足としての役割を担い、東日本大震災津波からの復興による変化に合わせた新しい公共交通ネットワークを構築するため、平成29年5月に大槌町地域公共交通網形成計画を策定し、各事業に取り組んでおります。

本計画は、その後継計画で、さらなる利便性の向上を目指し、将来にわたり安定的な生活の足を確保する公共交通ネットワークを構築するため策定いたしました。町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第2項の規定に基づきまして、本定例会に御報告申し上げるものであります。

本定例会開催に当たりまして、議員の皆様にお配りさせていただいております大槌町公共交通計画の冊子を準備願います。

1ページをお開き願います。

1ページに計画の背景と目的について記載をしております。3ページから6ページに地域の現状と特性について記載しております。7ページから25ページに地域交通の現状について記載しております。26ページから39ページに町民の意向とニーズについて記載しております。40ページから44ページに現行計画の取組の評価について記載しております。45ページから47ページに地域交通の役割と課題について記載しております。48ページから57ページに目指す公共交通の姿と戦略事業について記載しております。58ページから60ページに計画の推進について記載しております。

内容につきましては概要版により説明いたしますので、概要版の大槌町公共交通計画A3版を御覧ください。

計画の基本的な方針と目標。本計画では、第9次大槌町総合計画の基本指針4、安全

性と快適性を高めるまちづくりを目指すまちの姿として掲げ、それを実現するため持続性と利便性を備えた公共ネットワークを目指す公共交通の姿とし、公共交通が備えるべき性質として機能性、持続性、利便性の3つの性質について、それぞれ基本目標及び数値目標を定めております。

裏面を御覧ください。

目標を達成するための戦略。3つの基本目標を達成するための戦略を現状と課題を踏まえて4つに整理し、目標の実現に向けて7つのプロジェクトを掲げております。

戦略1では、暮らしの足となる身近な公共交通づくりを掲げ、新規事業の交通不便地域におけるデマンド型交通の導入を重点プロジェクトに位置づけ、交通不便地域に住む住民や交通弱者への支援に加え、高齢者などの外出機会を増やすため、本年4月から大槌町乗り合いタクシー実証運行事業を実施いたします。

戦略2では、町内交通と広域交通のネットワーク性の強化を掲げ、町民バスと広域バスの乗り継ぎ改善に取り組みます。

戦略3では、新規利用者獲得につながる利用促進を掲げ、マイレール・バイパス運動の推進やバス待ち環境の改善に取り組みます。

戦略4では、町民バスの持続性を高める効率性の向上を掲げ、料金体系の見直しや低床バス車両導入の検討に取り組みます。

裏面を御覧ください。

本計画は、町の最上位計画である第9次大槌町総合計画を上位計画として、大槌町都市計画マスタープラン改訂版等との整合を図りながら、安全性と快適性を高めるまちづくりの実現を目指し策定いたしました。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。また、地域情勢等の大きな変化がない場合は、計画事業の成果を検証しながら令和9年度以降においても基本的方針と目標は据置き、PDCAサイクルの下、実施してまいります。

本計画の推進では、大槌町地域公共交通会議を軸として交通事業者、町民、関連企業、団体等とともに計画の目標達成に向けて連携、協力して取り組んでまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 1点だけちょっと、御質問させてください。

この計画を本当に当局は苦労されて策定していると本当に理解できます。概要版のこ

の目的を達成するための戦略、その中の3に新規利用者の獲得につながる利用促進とあります。例えば、これが利用促進のために役場の職員も1か月に1回ぐらいはノーマイカーデー、そういうことを決めてバス通勤をされてはいかがでしょう。これはもうSDGsのことにもつながると思いますので、御意見があればお伺いします。

○議長（小松則明君） 意味分かりましたか。では、町長。

○町長（平野公三君） バス利用の促進ということですから、しっかりと今の職員の通勤状況も踏まえながら、私自身もやはりその部分については健康面もございますので、利用の促進について内部できちんと検討して前向きな形で取り組みたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号を終わります。

○

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任ということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

○

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任ということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

○

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第4、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任ということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

○

日程第5 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第5、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任ということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

○

日程第6 議案第2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」

の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムのボタンによって行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。では、よろしく願います。

押し忘れはありませんか。(「なし」の声あり) これは今日初めてなので、いろいろの部分はあると思います。押し忘れはなしと確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 発議案第2号 条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議

○議長(小松則明君) 日程第7、発議案第2号条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君、御登壇願います。

○12番(阿部義正君) 発議案第2号条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議(案)。

上記議案を大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

決議(案)の朗読をもって提案理由及び内容の説明といたします。

条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議(案)。

昨年末、当局より、令和2年4月から令和3年9月までの1年半の間、議決後の条例46件及び決裁後の規則36件の公布手続きに不備があったことが報告された。

議決された条例及び規則は、公布手続きが適切に行われて初めて効力が生じるものであり、大槌町では1年半もの間、違法状態のまま行政運営が行われていた。

このことは全国でも例がないことから分かるように、行政として公布手続きを怠るということはあり得ないことであり、あってはならないことである。

町の説明は、「条例及び規則の公布手続に不備があった期間については、改めて議決または決裁を行ったとしても当初の議決時に想定していた取扱いとなるよう整理することは法的に不可能である。」「公布手続の不備により効力が生じていなかった期間について、効力が生じていたとして取り扱わなければ、不利益を受ける町民が多数生じることや、町の行財政運営に多大な支障が生じる可能性がある。」というものでありました。

さらには、今後の対応について、「今回の公布手続の不備については、事後的対応で、過去に遡り全てが適法な状態とすることは不可能であるから、町民の利益を最優先に考え、議会提案時に想定していたとおり、適期に公布施行されていたものとして取り扱うこととしたいことから、御理解をいただきますようお願い申し上げます。」という説明であった。

どうということかという、過去に遡ることはできないし、今となってはどうにもならないから、なかったことにしてほしいということを行っています。つまり、町長は取り返しのつかない、とんでもないことをしたという説明を自らしたことになります。にもかかわらず、町長は現在まで町民に対しても我々議会に対しても納得できる説明をしていません。この件に関し、町長は、町民と議会に納得できる説明をする責任があります。1年半もの間、違法状態に置かれていたのは町民です。町民の理解と納得が得られていない状況のまま、行政運営を続けていることは地方自治、住民自治の根幹に関わる深刻な問題です。我々議会としても、行政の監視という議会の使命を果たせなかったことは、大いに反省しているところであります。よって、我々も議会としての使命と町民への説明責任を果たすべく、当局にはこの件に関して調査委員会を設置し、議員も委員として調査に当たることを求めます。

よって、町長は、この件に関し、議員を複数名委員とする調査委員会を早急に設置し、原因究明と再発防止策の調査を徹底的に行うこと、町民並びに議会に対し調査結果を公表し、説明責任を果たすことを強く求めます。

以上、決議する。

令和4年3月10日、大槌町議会。

以上、提案いたしましたのでよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会議案第3号において、条例及び規則の公布手続の不備に関して責任を痛感をし、私の給与減額の条例を上程させていただいたところであります。

しかしながら、一般質問質疑において、本不祥事の全貌が明らかになっていない段階であり、かつ、ただいま調査委員会を設置を求める議案が可決したことを受け、私の給与減額は適切なタイミングではないと判断をいたしました。

つきましては、議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを撤回するとともに、議会の承認をいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時21分

○

再 開

午前10時45分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

日程第8、議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について撤回の件を議題といたします。

町長からの撤回理由の説明を求めます。町長、また再度、先ほどの町長の答弁をお願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会議案第3号において、条例及び規則の公布手続の不備に関し責任を痛感し、私の給与減額の条例を上程させていただいたところであります。

しかしながら、一般質問質疑において、本不祥事の全貌が明らかになっていない段階であり、かつ、ただいま調査委員会を設置を求める議案が可決したことを受け、私の給与減額は適切なタイミングではないと判断をいたしました。

つきましては、議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを撤回するものとし、議会の承認をいただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。提案の趣旨に鑑み、この際、質疑及び討論を終結し採決したいと思っておりますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。追加日程第1、議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を採決いたします。

この採決は、電子採決システムのボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認めます。確定いたしました。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第4号 大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第4号大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第4号大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

第1条は、設置根拠の規定であり、附属機関としての設置であります。

第2条が、委員会へ諮問する処分について。

第3条は、組織の規定であり、委員会は副町長、教育長及び総務課長の職にある者を

もって組織するとしており、第2項において弁護士の資格を有する者、その他町長が必要とする者を委員会の外部委員に委嘱することができるとしているものです。第3項では、委員長に関する規定。第4項では、委員長が会議を総理すること。第5項では、委員長の代理を規定しております。

第4条は、会議に関する規定。

第5条は、諮問に係る職員からの弁明についての規定であります。

第6条は、除斥についての規定。

第7条は、庶務の規定。

第8条が、委任の規定であります。

附則により、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、この条例の制定についてですけれども、大槌町では平成16年8月に大槌町の職員の懲戒分限審査委員会規則を公布しております。その後何度か改正されて現在に至っているわけですが、最近では令和3年4月1日に改正しております。

今回の条例の案と比較しても、定めているの全くその内容が同じであって、主な相違点については第3条のただし書の第2項を加えた点です。そこでお尋ねしたいんですが、今現在、立派な規則が制定されているのに、どうして屋上屋を架すような、その新たな条例を制定する理由は何でしょうか。そのどちらも、また条例も、規則も、私は法規だと思っています。ですから、規則の改正で、先ほどの4月1日に改正しているわけですので、規則の改正で事足りるのではないか、そのように思っていますが、今回その条例を新たに制定するというのはどういう意図があって制定するのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 本条例案についてでございますけれども、その第3条で、第3条第2項のところで、外部の者を委員に委嘱することができるという規定にしております。この外部の者を委嘱することの根拠につきましては、提案理由のところに記載してありますとおり、地方自治法第138条の4第3項の規定ということで、条例の制定が基になっているということで、根拠になっているということでございますので、これまでは規則のほうで運用しておりましたが、外部委員を附属機関の委員として委嘱

するために条例の制定ということにしたものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、私もちょっとこの地方自治法の全く勉強不足で大変申し訳ないですけども、これ地方自治法に基づかないと、この外部の弁護士さんとか、委員を委嘱するということができない、メンバーに加えることができないという、そういうことで、規則では駄目なんですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 地方自治法の改正によって、外部の者を附属機関の委員とする際には、条例の制定が根拠として必要ということになっております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第4号大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

ボタンの締切りをいたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第5号 大槌町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第5号大槌町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、内容説明を求めます。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 議案第5号大槌町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、教育委員会が所掌してございます公民館業務を令和4年4月1日に町長部局に移管するため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条は、本条例制定の趣旨について規定してございます。

第2条は、町長が新たに管理する公民館の事務について規定しているものでございます。なお、附則1では施行期日を令和4年4月1日としており、附則2におきましては施行日以前になされた第2条に掲げる事務については、町長がした処分等とみなすこととしているものでございます。

以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっと確認のため、お尋ねいたします。公民館の中には生涯学習とか、そういう今までの活動がありましたけれども、それは教育委員会の活動としてやってきたんですが、今度持続する場合にどのようなことになるか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 公民館の設置目的そのものは、従来どおり社会教育法に基づく生涯学習関係の活動ということで位置づけておりますので、活動の趣旨内容はそのまま継続させていただくということでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第5号大槌町教育委員会職務権限の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムのボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

確定いたしました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第6号 大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第6号大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議案第6号大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定について御説明いたします。

本条例は、海岸法第5条第6項の規定により大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸に

おける海岸保全区域の日常的管理を行うことに関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。

第1条では制定の趣旨、第2条では定義について、第3条では管理について、第4条から第6条までは占用の許可及び許可基準、占用施設等について、第7条から第8条までは行為の許可及び許可基準について、第9条では占用または行為の許可期間について、第10条から第13条までは変更及び廃止並びに権利の貸付け等の禁止について、第14条から第15条までは占用料及び占用料等の減免について、第16条では原状回復について、第17条では監督処分について、第18条では委任について定めるものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第6号大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

確定いたしました。全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第7号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条中の協働地域づくり推進課の事務分掌事務に、大槌町城山体育館に関する事項と公民館の設置、管理及び廃止に関する事項を追加するものです。

附則により、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今回、2つのものが加わるということですが、この城山公園などは今年度、指定管理ということですが、そこで聞きたいわけですが、この協働地域づくりの推進課は、現在、コミュニティとか、震災伝承とか、昨今の行政課題の本当に、ところを業務としてなっています。今回この2つの部分が加わるということで、人員的なこの配置等は、今課長を含めて9人体制で課が成り立っているわけですが、この2つを加えることによって、この今の職員体制でこの仕事ができるのか。そしてまた、この業務を増やすことによって、今、課題となっている地域コミュニティ、あるいはその震災伝承等に影響がないのかというところを確認させてください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この4月から協働地域づくり推進課のほうに、城山体育館に関すること、それから公民館のほうの維持管理関係のほうの業務のほうが移管されます。これにつきましては、やはり事務、実際に執っている職員がやはり必要というふうに考えておりますので、その点につきましては、まだ人事異動の内示もまだ出してはおりませんが、その辺は考慮した人事異動のほうを今考えているというところでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

確定いたしました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時05分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第13 議案第8号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第8号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第8号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は、別表中に、大槌町職員懲戒分限審査委員会の委員を加え、日額報酬を5,000円とするものです。

附則により、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第8号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムのボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

確定いたしました。失礼いたします。もう一度お願いいたします。

再投票でございます。

確定いたしました。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

システムが本当に新しいもので、私も本当に不備がありますけれども、これから慣れていくように、議員、当局、また、私も努力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○

日程第14 議案第9号 大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第9号大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第9号大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、本則で規定する事項が複数となることから、条立ての条例に改正いたします。

改正後の第1条は条例の趣旨についてであります。

第2条は長期継続契約を締結することができる契約についての規定であり、事務用機器、ソフトウェアの保守に関して長期継続契約の適用を追加しようとするものであります。

第3条は契約期間については5年とする規定を追加しようとするものであります。

なお、附則については、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第9号大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

確定いたしました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第10号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第10号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 議案第10号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

1ページから4ページ中段までの第139条から第145条第1項については、健康保険法等の一部改正に係る規定の明確化及び所要の整備による一部改正であります。

4 ページ中段から次ページ中段までの第145条第2項については、法の規定の新設により未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定を新たに加えるものであります。

5 ページ中段から10ページ下段までの第145条の4から附則第27条の4については、法律改正に合わせて、所要の改正を行うものでございます。

11ページの附則第1条は施行期日について、附則第2条は適用区分の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第10号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

確定いたしました。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第11号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第11号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

附則に、東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例を新たに規定するものです。

5、復興庁設置法等の一部を改正する法律による改正前の東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する日までの間に、同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業により建設または買取りをした町営住宅に入居された者のうち、同項第2号に規定する被災者等である者、第12条の規定により入居の承継の承認を得た者で規則で定めるものを含むに係る第25条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中第5条第2号の金額とあるのは、25万9,000円と読み替えるものとする。

6、第27条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、これを適用しないことができるを追加するものです。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することを規定しております。  
以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。  
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。  
議案第11号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。  
本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。  
確定いたしました。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第12号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

- 議長（小松則明君） 日程第17、議案第12号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

- 生涯学習課長（阿部慈郎君） 議案第12号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、教育委員会が所掌している公民館業務を令和4年4月1日に町長部局に移管するため、所要の改正をするものでございます。

次のページをお開き願います。新旧対照表でございます。

第6条審議会の委員及び任期、第8条施設設備の使用許可、第9条記載事項の変更、第10条、第11条の施設、設備の使用制限です。第13条取消し等による損失につきましては、教育委員会から町長への改正であります。17条分館、小槌分館、位置、大槌町小槌第13地割3番地から小槌第6地割17番地の1へ、金沢分館、位置、大槌町金沢第27地割15番地から金沢第27地割57番地にそれぞれ現行の位置に変更するものでございます。第20条設備の毀損または亡失の届出等、第21条指定管理者による管理等、第22条利用料金につきましても教育委員会から町長への改正でございます。

附則につきましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。  
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第12号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。押し忘れはありませんか。

確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第13号 大槌町学校林設置条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第13号大槌町学校林設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 議案第13号大槌町学校林設置条例を廃止する条例について御説明いたします。

次ページをお願いいたします。

大槌町学校林設置条例昭和32年大槌町条例第5号は廃止する。

理由といたしましては、学校林を町有林として一体管理を図るため、当該条例を廃止するものであります。

なお、附則ですが令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第13号大槌町学校林設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第14号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道臼澤高清水線橋梁整備工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役、天満昭広です。

今回の議決事項は変更契約でございます。変更前の契約金額3億5,750万円を、1,542万2,000円減額して3億4,207万8,000円にする変更契約でございます。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和4年3月1日に行っております。

変更理由は、各工種の数量精査に伴う金額の減でございます。

平面図を添付しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第14号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第15号 大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第15号大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐々木慶一君の退場を求めます。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 議案第15号大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称は、大槌町中央公民館安渡分館でございます。

2、指定管理者の所在地及び名称。（1）所在地が上閉伊郡大槌町安渡一丁目4番3

号。(2) 名称。安渡町内会です。

3、指定管理の期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年の3月31日までとなっております。

次のページをお開きください。

施設の概要になります。区分1、設置目的につきましては、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することでございます。区分2、名称は大槌町中央公民館の安渡分館でございます。(3) 位置につきましては、上閉伊郡大槌町安渡二丁目11番1号。区分4の構造面積ですけれども、木造RC造りの2階建て延べ床面積が1,656.07平米でございます。区分の(5)ですけれども、開設年月日は平成28年の11月30日です。(6) 施設内容、(7) 休館日、(8) の開館時間につきましては記載のとおりでございます。

下の表を御覧ください。

2、指定する団体の概要でございます。区分の(1) 団体の名称は、安渡町内会さんでございます。(2) の所在地は、上閉伊郡大槌町安渡一丁目4番3号。区分(3) の代表者職・氏名につきましては、会長佐々木慶一さんでございます。区分(4) の設立年月日につきましては、平成24年4月の29日でございます。(5) 組織員数ですけれども、201世帯になります。区分(6) の主な活動内容としましては環境整備活動、夏休み親子交流活動、自主防災活動、防犯・交通安全活動でございます。

3、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、(1) の施設の使用に関する業務。(2) 施設の維持管理に関する業務。(3) 公民館の設置目的を達成するための事業に関する業務。(4) 事業計画及び運営状況等の報告となります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番(金崎悟朗君) この安渡公民館、今、安渡公民館のところで聞きますけれども、これ各分館について言えることで、例えば災害とか何かがあった場合は、役所から例えば、昨日の話じゃないけれども、誰かが行って鍵を開けるとか何か、そういう話ありました。ここの文書の一番最後にあるところに、例えばそういう何か事件、事件ということはないけれども、そういう災害とか何か発生したときには、ここの使用の業務に関することで、業務のほとんどは、例えばその災害発生時に誰それが、どこの団体が管理す

るとかというのは明記になっているでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） ありがとうございます。実際に範囲につきましては、大まかなところありまして、議会の議決を経てから具体的な調整のほうに入るんですけども、やはり分館の方、分館の方とかその町内会の人達と、あと役場の防災対策課とか、そちらのほうとしての連携を持って進めていかなきゃならないこの分につきましては最終的には明記するというふうになると思います。

○議長（小松則明君） 防災対策課の考えは。何かそうしたほうがいいのかっていう。防災対策課班長。

○防災対策班長（三浦徹也君） お答えいたします。

こちらの安渡分館の指定管理に係る指定に関しては、今現在、担当課から我々が伺っているのは、災害時に施設の管理に関しては指定管理者さんから町のほうに、施設のほうの管理が移管されるというふうに向っております。基本的には町のほうで避難所としての運営等を行っていかねばいけないと考えていますが、先ほど生涯学習課長が答弁したように指定管理者さんのほうと今後協議を進めまして、対応については今後検討して連携を取った活動ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） そこ大事なところなんで、責任の問題がまた出てきたりしてうまくないんで、なるべく速やかにそこは協議しながら明文化すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も同じような質問なんですけれども、安渡分館だけではなくて、一般質問でもありましたけれども、用意ドンの発災時、災害時のときの開錠、鍵を開ける当番だよ。実際、役場の職員が行って、運営はそれは公の責任でいいんですけども、まずは避難した人をとにかく早く受け入れるという責任のときには、やっぱり地元の人が早いわけですよ。だから、鍵を開けるのをお願いしますと、それも指定管理の中の一部ですと、ただ役場の職員が行ったら、引き継いで運営だとかそういうものは役場のほうで、ちゃんと防災のほうでやりますからみたいなものを、すり合わせておかないと、金崎議員が言うように、どっちがどうだった、あっちがどうだ、おめえたち開けないのは悪いみたいな話になっちゃうので、何も自分たちのところの城をきちっと避難所

にもできるし、できれば寒さしのぎだとかいろんなの設備だって地元の人の方が詳しいわけですよ、昨日来の答弁の中にあるとおり。よりよい環境のものをよりよく使うためにきちっとした話し合いはしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 公民館も含めまして、この避難所の在り方の中に公民館が含まれたことについて、昨日の議論でもあったとおり、前回のその津波の発生の状況においても職員の深夜の対応が適切に行われなかったという反省も踏まえまして、そこを考えていくとやはり基本は、基本はですよ、基本は防災に対する中心となるべき活動、あるいはその判断というものは、これは行政、町がやらなきゃいけないということは承知しておりますが、今後その地域防災との関連を緊密な連携を持ってやっていくことが、まさに今、議員並びに金崎議員が言われるとおり、緊密な連携を行っていくことが1人の命も亡くさないというところにつながると思っておりますので、適宜そのあるべき姿、中心は役場の職員ではございますが、住民の皆さん、もしくは公民館の管理者と連携を取った防災の活動に向けていかなければならないというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。指定管理の分館、公民館等だけではなくて避難所となると学校の体育館だったりもします。学校施設なのでいろんな弊害はあるんですが、別棟の体育館についても学校関係者というか、その地域の人がやっぱり開けて速やかに避難所にするほうが効率的なんだろうというふうに思います。もちろん校舎の中に入って駄目ですよとかっていう詳細な取決めは必要であっても、今、分館の議案ですけれどもその災害に結びつくというところで別な建物もあるわけなので、防災のほうで議論するときに併せて議論していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第15号大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

佐々木慶一議員の入場を認めます。

○

日程第21 議案第16号 町道の路線認定及び路線廃止について

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第16号町道の路線認定及び路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 別紙をお開きください。

新たに認定する路線。栄町須賀町線をはじめとする12路線です。

全部廃止する路線。屋敷線をはじめとする12路線です。

認定路線図7枚と廃止路線図8枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第16号町道の路線認定及び路線廃止についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンによって行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第17号 令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第17号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第17号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額2,307万9,000円の減は、法人町民税の今年度実績見込みであります。

2 項固定資産税、補正額1,096万2,000円の減は、今年度実績見込みであります。

4 項町たばこ税、補正額500万円の減は、今年度実績見込みであります。

5 款 1 項株式等譲与所得割交付金、補正額81万円の増は、今年度交付見込みであります。

6 款 1 項法人事業税交付金、補正額290万6,000円の増は、今年度交付見込みであります。

7 款 1 項地方消費税交付金、補正額6,246万6,000円の増は、今年度交付見込みであります。

8 款 1 項環境性能割交付金、補正額51万3,000円の増は、今年度交付見込みであります。

10款 1 項地方交付税、補正額 4 億1,837万8,000円の増は、普通地方交付税は実績確定により 3 億5,466万7,000円の増、特別地方交付税は元気なふるさと応援センター減額分の830万円の減、震災復興特別交付税は過年度分事業費精算により7,201万1,000円の増であります。

13款使用料及び手数料 1 項使用料、補正額60万円の減は、町民運動場使用料等の減であります。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額80万5,000円の増は、障害児入所給付費等負担金等の増であります。

2 項国庫補助金、補正額850万2,000円の減は、被災者支援総合交付金等の減であります。

3 項委託金、補正額46万2,000円の増は、国民年金事務委託金であります。

15款県支出金 1 項県負担金、補正額1,959万8,000円の減は、災害救助費負担金等の減であります。

2 項県補助金、補正額6,430万7,000円の減は、農業施設災害復旧費補助金等の減であります。

3 項委託金、補正額385万8,000円の減は、ナラ枯れ防除事業委託金の減であります。

17款 1 項寄附金、補正額4,567万7,000円の増は、ふるさと納税寄附金等の増であります。

2 ページをお願いいたします。

18款繰入金 2 項基金繰入金、補正額1,398万4,000円の減は、大槌町被災者新築住宅支援事業補助金等の財源としていた東日本大震災津波基金市町村交付金繰入金等の減であります。

19款 1 項繰越金、補正額4,805万2,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入 4 項雑入、補正額208万8,000円の増は、回収資源物売り払い収入等の増であります。

21款 1 項町債、補正額5,919万2,000円の減は、臨時財政対策債等の減であります。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費、5 億995万5,000円の増は、財政調整基金積立金、ふるさと納税寄附積立金等の増であります。

2 項徴税費123万2,000円の減は、軽自動車税システム改修業務委託料の減であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額950万6,000円の減は、新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業補助金等の減であります。

2 項児童福祉費、補正額2,568万5,000円の増は、子供のための教育保育寄附金に係る国及び県への返還金等の増であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,147万9,000円の減は、斎場建設工事等の減であります。

2 項清掃費、補正額14万3,000円の増は、岩手沿岸南部広域環境組合負担金の増であります。

6 款農林水産費 1 項農業費、補正額164万4,000円の増は、農産物等生産振興事業補助金の今年度の実績見込みに伴う増であります。

2 項林業費、補正額770万4,000円の減は、ナラ枯れ防除事業委託料の今年度事業料確定に伴う減であります。

3 項水産業費、補正額266万4,000円の増は、漁業集落環境整備事業の下水道事業会計負担金等の増であります。

8 款土木費 3 項河川費は、地方債補正に伴う生井沢川河川改修工事の河川改修事業地方債補正の追加と大ケロ川河川改修事業地方債補正の変更に伴う組替え補正であります。

4 項都市計画費、補正額10181万4,000円の減は、下水道事業会計補助金等の減であります。

9 款 1 項消防費、補正額72万3,000円の増は、防災マップ作成に係るアンケート実施の追加に伴う大槌町防災マップ作成業務委託料の増であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額52万4,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校陸上記録会が中止となったことによる釜石大槌地区中学校体育連盟負担金の減であります。

2 項小学校費、補正額16万6,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校陸上記録会が中止になったことにより自動車借上げ料の減であります。

3 項中学校費、補正額 9 万9,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行が中止になったことによる町立学園修学旅行支援事業助成金の減等であります。

4 項義務教育学校費、補正額540万8,000円の減は、通学バス運行业務委託料等の今年度の実績見込みによる減であります。

5 項社会教育費、補正額1,198万5,000円の減は、中央公民館高圧受電設備機器更新工事の減であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額3,476万4,000円の減は、農業用施設災害復旧工事の減であります。

4 ページをお願いいたします。

12 款 1 項公債費、補正額582万7,000円の減は、町債利子償還金の実績に伴う減であります。

15 款復興費12項復興支援費、補正額6,723万1,000円の減は、被災者住宅再建支援事業補助金等の今年度実績見込みに伴う減であります。

5 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、男女共同参画事業25万9,000円。財産管理費616万円。情報化推進事業48万4,000円。自治体クラウド運用事業352万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、介護施設等整備事業5,531万3,000円。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 2 億31万5,000円。

2 項児童福祉費、保育所総務費198万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、町道新設事業1,125万3,000円。社会資本整備総合交付金事業（通常）8,197万3,000円。

3 項河川費、準用河川維持管理費 2 億1,447万7,000円。

9 款 1 項消防費、防災費事業960万円。

10款教育費 4 項義務教育学校費、総務管理費1,352万円。

15款復興費 2 項復興推進費、市街地復興事業2,420万8,000円。

6 ページをお願いいたします。

12項復興支援費、災害救助費2,000万円。

7 ページをお願いいたします。

第 3 表債務負担行為補正。追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

学校給食調理等業務委託料、令和 3 年度から令和 8 年度まで、2 億5,303万円。

8 ページをお願いいたします。

第 4 表地方債補正。追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略いたします。

河川改修事業540万円。

9 ページをお願いいたします。

変更。

地方債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

斎場整備事業、3 億2,500万円、3 億1,840万円。

緊急自然災害防止対策事業、330万円、320万円。

大ケロ川河川改修事業、2 億2,000万円、2 億1,450万円。

一般単独災害復旧事業、570万円、皆減。

臨時財政対策債、1 億7,040万9,000円、1 億2,371万7,000円。

以上、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億7,307万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,986万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時01分

○

再 開

午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。

6ページまで。進行いたします。

7ページ。第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

8ページ。第4表地方債補正、追加。進行いたします。

9ページ。変更。

12ページに移ります。

歳入。

1 款町税 1 項町民税。進行いたします。

2 項固定資産税。進行いたします。

4 項町たばこ税。進行いたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金。進行いたします。

6 款法人事業税交付金 1 項法人事業税交付金。進行いたします。

7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。進行いたします。

8 款環境性能割交付金 1 項環境性能割交付金。進行いたします。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料。進行いたします。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。

14 ページに移ります。

3 項委託金。進行いたします。

15 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

2 項県補助金。進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

17 款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

18款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

16ページに入ります。

19款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

20款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

21款町債 1 項町債。

歳入を終わり、歳出に入ります。

2 款総務費 1 項総務管理費。臼澤良一君。

○2 番（臼澤良一君） ちょっと 1 点だけ確認させてください。

積立金で災害の記憶を風化させない事業寄附金の積立金が1,050万円あります。この積立金の基金条例ですね。平成24年に制定して以来、鎮魂の森の公園の造成、それから民宿あかぶ、そしてまたどちらでもいいという 3 つの区分に分かれてホームページに掲載されているんですけども、この1,050万円というのは、この 3 つの区分でどこにどのぐらいの金額が寄附されているのか、積立てられているのかちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回の補正の積立金であります。寄附者は、新山の風力発電をしているユーラスエナジー釜石のほうから寄附を、平成27年度から寄附金を鎮魂の森への植樹等に使ってほしいということで、27年度からの寄附をもらっております。その合計額を今回、この震災の記憶を風化させない事業の寄附金として積み替えているという内容であります。

○議長（小松則明君） 1 つの事業に対してですかということです。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 今回は今、鎮魂の森の事業へ人を指定されているという内容での、そちらでの使用になります。

○議長（小松則明君） いいですか。菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 企画費のポータルサイト使用料のところ伺いたしたいと思います。

まず、この当初予算で1,320万円。この補正で220万円ということで、これは単純にこの維持費でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

このポータルサイト使用料は、寄附金に対しての割合で支払いは使用料となりますの

で、今回寄附金を増額しておりますので、その分の費用を見込んでの補正となります。

そのポータルサイトを利用する使用料。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 使用料ということなんで、これいろいろポータルサイト見てみますと、ところどころリンク切れがあったり、また、その更新が古いという部分が目につくわけですね。例えば、その飲食店が、きりり商店街がまだ住所があったり、常にその、やはりポータルサイトということもあって、常にその新しい情報にやはり更新するべきというふうに思うんです。この上程している金額は、その維持管理費も当然ここには入っているでしょうから、その部分を今後どうされるのかお尋ねしたいです。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回のこのポータルサイトについては、ふるさと納税の、ふるさとチョイスの使用料でございます。今、議員御指摘のホームページの情報リンクに関しましては、あれは平成、すみません、令和元年度近くだったかにホームページのサイトをリニューアルしたときにちょっとリンク切れを起こしているページもございます。そちらに関しまして、なるべく気づいた時点では更新するようにしていますが、情報発信は非常に大切なことでございますので、協会のページもでございますけれども、町のページとしてちゃんと情報発信ができるように更新してまいります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。何の金額であろうとも、お金をかけてやることには変わらないわけですから、しっかりと大槌、当町の情報発信のこの窓口のサイトとして活用するためにも、やはり常に更新の具合を確認しつつ更新に当たっていただきたい。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

18ページ。

2項徴税費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 民生費のところの老人福祉費の部分でちょっとお聞きいたしますけれども、コロナ禍になってマスクが足りないということでボランティアの皆さんとか、婦人会の皆さんとか、高校生の皆さんとかで作ったはずなんですけれども、それは

一体どうなっていましたでしょうか。前に質問を同僚議員がされたときには消毒しなきゃないとかって言ってたふうに聞いたんですが、その後のマスクはどうなっていたんでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

おととし令和2年度から、マスク作成のプロジェクトということで町内の皆さんの協力をいただきましてマスクのほう作成をさせていただきました。そして前回、御質問の中でも消毒の作業ということで、熱による1枚、1枚アイロンによる消毒というのと、あとはそれを1枚、1枚、またフィルムのほうに梱包する作業のほうさせていただいております。その準備が整って、あの当時でも間もなくというところだったんですが、あれからもう3か月もたってしまったところは申し訳ないところであるんですが、現在、役場の窓口でありますとか、あとは町内の団体等にも配付いただくような形で今準備を進めております。早ければ来週中には、一斉にはではないと思いますけれども順次、町民の皆さんの手に渡るような形でお配りをしたいなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 作った方たちが一生懸命作ったわけなので、やっぱりそこら辺は早く目に見える形にしてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。失礼いたしました。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 同じところなんです。1,900万何がしが新型コロナウイルス事業補助金がマイナスになっていると。で、歳入のほうを見ると、介護施設等整備補助金が全く同額が、補助事業がなくなったという意味なんだろうけれども、この内容をちょっとお知らせください。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

これは令和3年度に老人福祉施設のほうで、コロナ感染予防として設備導入に関する補助金設けました。具体的に何をするかというと陰圧装置、簡易陰圧装置の整備に関する補助でありました。これ実際、その事業所のほうでは導入には進んでおりますが、実際、入札と見積りと比較した場合に、当初の金額よりも大幅に廉価になったということで、今年度の事業としては不要分の額は今回この減額という形でさせていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 内需が遅れた関係で、今、盛んにその陰圧装置の設置工事が発注になっている。ただ、予定していたよりも少なく、あとは予定していた金額より少なかったので減額しているという意味ですね。はい、了解しました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

19ページに入ります。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。

20ページに入ります。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

8款土木費4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

22ページに入ります。

5項社会教育費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 通学バスが500万円減になっていますが、まずその理由を教えてください。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

当初に見込んでいた金額よりも減額ということでの減ということになっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昨日の佐々木議員の一般質問の中でもこの部分がありました。大槌学園に関しましては、低学年に関しては、まだスクールバスを利用させるということだったと思います。大槌学園はそれでいいんでしょうけれども、例えば、吉里吉里学園、

あの吉里吉里学園は吉里吉里のほうの外れのほうとか、浪板のほうの外れのほうというのは、みんなその低学年を対象とした場合、みんなその2キロ圏内の中にいるという認識でよろしいですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

吉里吉里学園小学部の児童について、1、2年生につきましては浪板地区のほう2キロ以上の地区の児童さんも少ない人数でありますがいらっしゃるといことになります。そこについては、やはり人数の都合上スクールバスを運行するというところが難しいので助成、何かしらのその助成について来年度は講じてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに児童数によってバスを運行させるというのは、経費の面というところは分かりました。ただ、義務教育の中でそういう置かれている、住むところによって学園が違ふからというところは、どうなんでしょうね。何かその例えば、私が、例えば今課長が言ったのは、お母さんが例えば毎日送迎するんであれば、その油賃なんかを少し助成しますよというようなやり方だと私承知しましたんです。やはりその部分を、人数が何人いるか分かりませんが、何か手を打ったほうがその吉里吉里学園の2キロ圏内から外れている部分に対しても、そういうことを考えたほうが、例えば何人もいないんであれば、乗りタクじゃないですけども、そういう部分の中で業者さんと連携した中でということも考えることはやったほうがいいんじゃないかなと思います。結論はここで出ないと思うんで、内部で協議した中でどうにかというところで考えていただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

吉里吉里学園小学部のその1、2年生についての御質問のところでございますが、いろいろな考え方というのがあると承知しておりますけれども、一応来年度に向けましては、その対象の御家庭のほうに助成をするという方向性で考えていきたいと、今は考えております。

○議長（小松則明君） 今の答弁を、学務課長。今の答弁足らないですよ。来年というのは、あと何日もない。4月ですからね。考える余裕があるのかという、そこまで突き詰めて答えてください。学務課長。

○学務課長(杉田哲朗君) お答えいたします。

すみません。不十分な答弁になってしまいまして申し訳ございません。来年度のその吉里吉里学園小学部の対象児童についての助成というものについては、教育委員会のほうでも考えまして当初予算のほうに盛り込ませていただいております。

○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) 予算のほうにあるっていうんであればまだ話がちょっと違うんですが。私、別な視点で通学バス運行、今の答弁で見込みよりは少なかったので減額しているという話があります。失礼、失礼。どうぞ3回目。(「いやいや、どうぞ」の声あり) いろんな考え方があって、国の指針で2キロの低学年、4キロの小学生、6キロの中学生、私は歩かせたほうがいいと思う派なんです。なので、その4キロ未満であってスクールバスを出さなければならない事情等も分かりますけれども、吉里吉里にもいます。家の近くだけでも送ってくる親もいるんですよ。それは、ぶっちゃけた話は過保護なわけですよ。うちの娘もそうでしたから、あえて言いますけれども。だからそれはそれにしても、今言うのは、その基準に合っているのにもかかわらず親が送らなければならない人たちを、結局、出さないわけだから、スクールバスね、少なくとも出さないわけだから別の手だてがあってしかるべきなのに、今されていないということの不具合なんです。人数があつてだったらいいですよ、人数がないから自家用車で頭下げてでもお願いしているんですよっていう話ではなくて、基準に合っているわけだから。合っていないものをつけろって言っているんじゃないですから。だから、そこら辺の整合性がないので、取れるようになさったほうがいいんだと。私、金に色はないっていう乱暴な言い方も失礼な話なんですけれども、こうやって余っているというか、使わなかった財源があるのであれば、来年度の当初と言っていますけれども、もう実際動いて送り迎えしていた、本当に1人か2人なんです。でも何かそういうのがね、いいのかなっていう、遡って遡及しろっていうのもなんかちょっとね、変な話なんですけれども、やっぱそういうものを2つの頭を考えながらやっていってほしいということですよ。こうだから駄目です、こうだからいいです、ばっかりやっていくと救えるものが救おうと思ったらもう3月の末なわけですよ。同じ財源の中でやり取りをするのであれば、送迎っていうね、学童の通学という概念であれば、例えば1,000万という予算がこっちでもし未消化の部分があつたら本当はこっち補填したかったんだけどという話であれば、補填ができるんだけど、今言われて来年度の当初に持っていますだったら、何かつじつ

ま合わせみたくなくなってしまうので、そういうふうな解釈というか、運用というかね。柔軟にしてほしいと思いますがいかがですか、そういう考え方について。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。何度もすみませんです。私の説明の仕方が不十分で申し訳ございません。

吉里吉里学園小学部においても、現在4キロ未満でスクールバス対象の児童というのはいりません。浪板地区であっても4キロ以上になります。で、来年度から大槌学園、大槌学園1、2年生、低学年につきましては2キロ以上の対象児童にはスクールバスを出すということに考えておまして、同じように先ほど東梅議員のほうからも御質問ありましたが、では2キロ以上というところで当てはめれば、吉里吉里学園小学部にも対象者が来年度発生するというので、それに対する助成というのを来年度の当初予算に掲載しているということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 勘違いですね、来年度から発生するので来年度持っていったというようなことで。はい、分かりました

○議長（小松則明君） 進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

15款復興費12項復興支援費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第17号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはございませんか。

なしと認めます。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第18号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第23、議案第18号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長(関 貴紀君) 議案第18号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款 1 項国民健康保険税、補正額1,625万7,000円の減は、今年度決算見込みによるものでございます。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額32万7,000円の増は、災害臨時特例補助金の確定によるものでございます。

5 款県支出金 2 項県補助金、補正額4,548万1,000万円の減は、今年度実績見込みによる普通交付金の減額によるものでございます。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額855万9,000円の増は、保険財政安定化支援事業繰入金の確定によるものでございます。

9 款 1 項繰越金、補正額1億545万2,000円の増は、前年度繰越金であります。

10 款諸収入 3 項雑入、補正額285万8,000円の増は、保険給付費等交付金過年度分精算に伴う増額であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費、補正額18万円の増は、今年度実績見込みに伴う委託料の増額であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費、補正額5,357万4,000円の増は、同じく 2 項高額療養費補正額170万4,000円の増は、今年度給付実績見込みに伴う増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,545万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億5,883万円とする補正になります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。5 ページをお開きください。

歳入。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。進行いたします。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

5 款県支出金 2 項県補助金。進行いたします。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

9 款繰越金 1 項繰越金。

6 ページに入ります。

10 款諸収入 3 項雑入。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費。ここの分は一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第18号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認めます。確定いたします。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第19号 令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第19号令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第19号令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

第2条令和3年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額709万5,000円の減。計3億5,620万7,000円。

第1項営業費用、補正予定額709万5,000円の減は、人事異動に係る人件費の減額であります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億802万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金9,258万3,000円及び過年度内部留保資金1,544万3,000円で補填するものにするに改める。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額2,416万7,000円の減。計3,595万4,000円。

第1項企業債、補正予定額2,360万円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

第2項補助金、補正予定額56万7,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額2,631万円の減、計1億4,398万円。

第1項建設改良費、補正予定額2,631万円の減は、排水設備改良費の工事請負費の減額となっております。

第4条予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業。補正前の限度額4,100万円を補正後は2,360万円減額して、限度額を1,740万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費4,637万5,000円を3,827万5,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。2ページをお開きください。

企業債。変更。

4ページへお進みください。

令和3年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。5ページまで。進行いたします。

6ページをお開きください。

令和3年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。7ページまで。進行いたします。

8ページをお開きください。

令和3年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行いたします。

負債の部。

10ページに入ります。

資本の部。進行いたします。

11ページ。

収益的収入及び支出。

1款水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

12ページ。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入1項企業債。進行いたします。

2項補助金。進行いたします。

支出。

1款資本的支出1項建設改良費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第19号令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはございませんか。押し忘れはございませんか。

なしと認めます。確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第25 議案第20号 令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第20号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第20号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条令和3年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額920万円の減。計7億3,797万7,000円。

第2項営業外収益、補正予定額920万円の減は、他会計補助金の減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額721万1,000円の増。計2億611万9,000円。

第1項営業収益、補正予定額721万1,000円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。

第2項営業外収益、補正予定額649万円の増は、主に長期前受金戻入れ及び分流式下水道等に要する経費の増額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額920万円の減、計7億4,547万7,000円。

第1項営業費用、補正予定額920万円の減は、主に業務委託料の執行残及び有形固定資産減価償却費の減による減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額721万1,000円の増。計2億611万9,000円。

第1項営業企業、補正予定額721万1,000円の増は、主に有形固定資産減価償却費の増額となっております。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

また、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,169万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものにするに改める。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額598万4,000円の減、計3億5,555万3,000円。

第1項企業債、補正予定額170万円の減は、建設企業債の減額であります。

第2項補助金、補正予定額737万円の減は、主に資本的収支不足補填分の減額であります。

第3項出資金、補正予定額17万1,000円の減は、主に資本的収支不足補填分の減額であります。

第4項負担金、補正予定額325万7,000円の増は、雨水処理等に関わる一般会計からの負担金の増額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入、補正予定額89万8,000円の減、計1億2,405万3,000円。

第2項補助金、補正予定額85万1,000円の減は、資本的収支不足補填分の減額であります。

第7項負担金、補正予定額4万7,000円の減は、雨水処理等に関わる一般会計からの負担金の減額となっております。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、補正予定額598万4,000円の減、計4億4,773万8,000円。

第1項建設改良費、補正予定額598万4,000円の減は、主に業務委託料の執行残による減額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的支出、補正予定額85万1,000円の減、計7,356万6,000円。

第1項建設改良費、補正予定額85万1,000円の減は、工事請負費の執行残による減額であります。

第4条予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、下水道事業債（公共下水道事業）、補正前の限度額1億710万円を補正後は170万円減額して、限度額を1億540万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費

2,534万2,000円を2,384万円に改めるものであります。

第6条予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額5,090万9,000円を3,515万8,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3ページをお開きください。

企業債変更。進行いたします。

7ページをお開きください。

令和3年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。8ページまで。進行いたします。

9ページ。

令和3年度大槌町下水道事業予定損益計算書。10ページまで。進行いたします。

11ページ。

令和3年度大槌町下水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行いたします。

12ページ。負債の部。

13ページ。資本の部。

15ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

1 款公共下水道収益 2 項営業外収益。進行いたします。

2 款事業集落排水事業収益 1 項営業収益。進行いたします。

2 項営業外収益。進行いたします。

支出に入ります。

1 款公共下水道事業費 1 項営業費用。進行いたします。

2 款漁業集落事業費用 1 項営業費用。進行いたします。

17ページに入ります。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款公共下水道事業資本的収入 1 項企業債。進行いたします。

2 項補助金。進行いたします。

3 項支出金。進行いたします。

4 項負担金。進行いたします。

2 款漁業集落排水事業資本的収入 2 項補助金。

7 項負担金。

19 ページに入ります。

支出。

1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費。進行いたします。

2 款漁業集落排水事業資本的支出 1 項建設改良費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第 20 号令和 3 年度大槌町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムの押しボタンにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認めます。確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 26 議案第 21 号 令和 4 年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第 27 議案第 22 号 令和 4 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第 28 議案第 23 号 令和 4 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第 29 議案第 24 号 令和 4 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第 30 議案第 25 号 令和 4 年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第 31 議案第 26 号 令和 4 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第 26、議案第 21 号令和 4 年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第 31、議案第 26 号令和 4 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算 6 件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、予算委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の白澤良一君に臨時の委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後2時00分